

広島県選挙管理委員会告示第二十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年四月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更	
名 称	所 在 地	事 項	変 更 後	名 称	所 在 地
尾道市内郷人権文化会館	尾道市美ノ郷町三成三七二番地三三	名称	尾道市内郷ふれあい館	尾道市内郷人権文化会館	尾道市美ノ郷町三成三七二番地三三
尾道市阿草人権文化会館	尾道市高須町二五七二番地一	名称	尾道市阿草ふれあい館	尾道市阿草人権文化会館	尾道市高須町二五七二番地一
尾道市大田人権文化会館	尾道市高須町一五一九番地一	名称	尾道市大田ふれあい館	尾道市大田人権文化会館	尾道市高須町一五一九番地一
尾道市福田人権文化会館	尾道市西藤町一五六六番地一	名称	尾道市福田ふれあい館	尾道市福田人権文化会館	尾道市西藤町一五六六番地一
尾道市割石人権文化会館	尾道市西藤町一三七三番地三	名称	尾道市割石ふれあい館	尾道市割石人権文化会館	尾道市西藤町一三七三番地三
尾道市向島町人権センター	尾道市向島町六一九四番地一	名称	尾道市向島ふれあい館	尾道市向島町人権センター	尾道市向島町六一九四番地一
尾道市宇山集会所	尾道市向島町六一六番地四	名称	尾道市向島宇山ふれあい館	尾道市宇山集会所	尾道市向島町六一六番地四
尾道市因島人権文化センター	尾道市因島中庄町二〇八九番地一	名称	尾道市因島ふれあいセンター	尾道市因島人権文化センター	尾道市因島中庄町二〇八九番地一
尾道市因島人権福祉センター	尾道市因島三庄町二一九五番地一	名称	尾道市因島三庄ふれあいセンター	尾道市因島人権福祉センター	尾道市因島三庄町二一九五番地一